

平成 23 年 11 月 16 日  
安藤証券株式会社

## 美らネット 24『株式制度信用取引』ルール 変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 において、美らネット 24『株式現物取引』ルールの変更を行います。

### 美らネット 24 『株式制度現物取引』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
(省略)	(省略)
<b>6.委託保証金の保証金維持率</b> ・委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とします。ただし最低保証金額は 30 万円とします。 <u>(削除)</u>	<b>6.委託保証金の保証金維持率、追加保証金</b> ・委託保証金の保証金維持率は当日基準の保証金率で 30%とします。ただし最低保証金額は 30 万円とします。 ・ <u>信用建玉、代用有価証券等の価格変動又は掛目の変更等により委託保証金維持率が 30%未満になった場合には 40%に戻す額を翌々営業日の正午までに追加保証金として当社に差入れていただく必要があります。</u> <u>注)・立会い終了後当日引け値で概算値洗いの結果、保証金が保証金維持率を下回る可能性がある</u> <u>と分かった時点でメールが配信されます。追証が発生した場合に差入れていただく正確な金額は、算出され次第、会員画面のお客様への“お知らせ”にて通知いたします。信用取引保証金率勧告メールを受信された場合は、必ず会員画面の“お知らせ”及び“資産照会”をご確認ください。会員画面への反映は翌営業日となります。</u> <u>メール配信はサービスの一環でありメール自体が追証を連絡するものではありません。</u>

## 追加保証金

### 追加保証金の通知と入金期限

美らネット 24 では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率をもしくは最低保証金額を下回った場合、保証金を追加で差入れていただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、下記の期限までに追加保証金のご入金をお願いいたします。

- 保証金維持率を下回った場合、下回った日の翌々営業日の正午までに必要保証金率を回復する額を差し入れていただきます。
- 最低保証金額を下回った場合、下回った日の翌営業日の 15 時までに最低保証金額を回復する額を差し入れていただきます。

追加保証金が確定した場合、その後の相場変動または一部の建玉の返済により保証金率が回復しても追加保証金は必要ですので必ずご入金下さい。(全建玉を返済された場合でも、ご入金は必要です。)

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただきます。必要額のご入金いただくまでの一定期間新規取引を制限させていただきます。

追加保証金は当社からの請求の有無にかかわらず差入れていただくものといたします。

- 追加保証金は、他の口座管理機関からの振替も認められますが、「翌々営業日の正午」には間に合わないケースがほとんどです。よって、実質的には現金での差入が必要となりますのでご注意ください。

(新設)

注) 保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、この E メールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではありません。ご注意ください。

(新設)

### 不足金

建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）、現物買付代金および現引代金等が信用取引口座の保証金現金残高を上回るまたは保証金からの振替ができない場合、当該不足金額を受渡日の 15：00 までに差入れていただく必要があります。

また、新規建取引の翌々営業日の保証金率（当日基準）が 30%を下回っている場合には、30%を回復する額を新規建取引の翌々営業日の正午までにご入金いただく必要がございます。

注) ATM入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金の時間によっては立替金の差入期限までにご入金を確認できない場合がありますので余裕を持ってご入金ください。

(新設)

### 強制決済

上記の期限までに当社がお客様の追加保証金もしくは不足金の差入を確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買、もしくは当社で管理いたしております有価証券を任意に処分させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。強制決済を行うに際して、原則お

電話等によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認していただきますようお願いします。

その際には現物買、現引・現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建および出金指示に制限をかけさせていただくことがあります。

注)・追加保証金もしくは不足金の差入が確認できず、お客様の口座の建玉決済もしくはするに至った場合、お客様の信用取引口座を一定期間停止あるいは信用取引口座を解除させていただきます場合があります。

・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。

(省略)

### 16.注文方法

信用取引の通常注文では、次の全ての条件を設定していただいた段階で発注が可能となります。

1、銘柄	(省略)
------	------

### 16.注文方法

信用取引の通常注文では、次の全ての条件を設定していただいた段階で発注が可能となります。

1、銘柄	(省略)
------	------

態	段	条件	
寄付指 値	指 値	寄付	(省略)
引け指 値	指 値	引け	(省略) ・前場引けまでの注文・・・前場引けのみ有効 ・11:30から大引けまでの注文・・・大引で有効
寄付成 行	成 行	寄付	(省略)
引け成 行	成 行	引け	(省略) ・前場引までの注文・・・前場引のみ有効 ・11:30から大引けまでの注文・・・大引で有効
出来ず 引成	指 値	出 来 ず 引成	(省略) ・前場引までの注文・・・前引までは指値、前場引けの み成行 ・11:30から大引けまでの注文・・・大引まで指値、大 引で成行
注) 執行条件を設定した場合有効期限は「当日」のみとなります。			
7、有効期限	(省略)		

寄付指 値	指 値	寄付	(省略)
引け指 値	指 値	引け	(省略) ・前場引けまでの注文・・・前場引けのみ有効 ・11:00から大引けまでの注文・・・大引で有効
寄付成 行	成 行	寄付	(省略)
引け成 行	成 行	引け	(省略) ・前場引までの注文・・・前場引のみ有効 ・11:00から大引けまでの注文・・・大引で有効
出来ず 引成	指 値	出 来 ず 引成	(省略) ・前場引までの注文・・・前引までは指値、前場引けの み成行 ・11:00から大引けまでの注文・・・大引まで指値、大 引で成行
注) 執行条件を設定した場合有効期限は「当日」のみとなります。			
7、有効期限	(省略)		

(削除)

(省略)

(省略)

## 24.追加保証金と強制決済

### 追加保証金と通知

美らネット 24 では、毎営業日の取引終了時のお客様の全建玉について値洗いし、その結果

お客様の当日基準の委託保証金率が保証金維持率を下回った場合、保証金を追加で差入れていただく必要があります。お客様の保証金預託状況に不足が発生した場合は、翌営業日の朝、お知らせ画面に追加保証金のご連絡をいたします。よって、信用取引をご利用のお客様は必ず美らネット 24 のお客様へのお知らせ欄で不足金額等の内容を確認してください。

追加保証金は、追加保証金発生日の翌々営業日の正午までに差入れていただきます。その後の相場変動または一部の建玉の返済により保証金率が回復しても追加保証金は差入れ不要にはなりませんので必ずご入金下さい。

また、追加保証金が発生した場合、信用新規建注文、及び、現物買付注文は失効又は取消とさせていただきます。

注) 保証金率が一定水準を下回ったお客様には保証金率勧告メールを送信いたしますが、この E メールは追加保証金の可能性等を勧告するものであり、正式に追加保証金を通知するものではありません。ご注意ください。

#### 強制決済

追加保証金が発生した翌々営業日の 12:00 までに当社がお客様の追加保証金の差入れを確認できなかった場合、お客様の口座の全建玉を反対売買により決済させていただきます。また、全建玉の反対売買によって生じた損金・諸経費等の不足金についてはお客様の債務として取扱うこととします。お電話によるご連絡はいたしませんので、信用取引をご利用のお客様は常に会員画面を確認していただきますようお願いいたします。

その際には現物買、現引・現渡、信用新規建、先物・オプション取引新規建および出金指示に制限をかけさせていただきますことがあります。

注) ・追加保証金の差入が確認できず、お客様の口座の全建玉を決済するに至った場合、お客

(削除)

**24.比例配分ルール**  
(省略)

様の信用取引口座を停止あるいは解除させていただく場合があります。

・当社の規定により反対売買を行う場合も、所定の売買手数料をいただきます。

・ATM入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご入金  
金の時間によっては追加保証金の差入期限までにご入金を確認できない場合があり  
ますので余裕を持ってご入金ください。

### **25.不足金**

建玉の決済による損金（諸経費相当額を含む）および現引代金等が信用取引口座の保証金  
現金残高を上回るまたは保証金からの振替ができない場合、当該不足金額を受渡日の15:  
00までに差入れていただく必要があります。不足金の入金を受渡日の定められた時間まで  
に確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、当社で管理いたしております  
代用有価証券などを当社の任意でお客様の計算において処分し、適宜返済に充てるもの  
といたします。その際にはお客様の全取引に関して制限をかけさせていただくことがあり  
ます。

注)・当社の任意で行った有価証券の売却の場合も、所定の売買手数料をいただきます。

・ATM入金のお客様の場合、当社は定期的に入金チェックを行っておりますが、ご  
入金  
金の時間によっては立替金の差入期限までにご入金を確認できない場合がありま  
すので余裕を持ってご入金ください。

### **26.比例配分ルール**

(省略)

**25.返済期日**

(省略)

**26.株式分割時の取扱**

(省略)

**27.株式移転による新規上場の取扱**

(省略)

**28.株式併合の取扱**

(省略)

**29.合併・交換の取扱**

(省略)

**30.信用取引金利、逆日歩、信用取引貸株料**

(省略)

**31.信用管理費**

(省略)

**32.信用取引名義書換料**

**27.返済期日**

(省略)

**28.株式分割時の取扱**

(省略)

**29.株式移転による新規上場の取扱**

(省略)

**30.株式併合の取扱**

(省略)

**31.合併・交換の取扱**

(省略)

**32.信用取引金利、逆日歩、信用取引貸株料**

(省略)

**33.信用管理費**

(省略)

**34.信用取引名義書換料**

(省略)

(省略)

### 33. 配当金の受払

(省略)

### 34. 信用取引利用の制限、禁止及び口座解除

- (1) お客様が、関係法令諸規則、当社規定、美らネット 24 信用取引取扱規定、『信用取引口座設定約諾書』、『信用取引契約締結前書面』に定める事項に反した場合、その他やむをえない事由が生じた場合、当社はお客様の信用取引のご利用に制限又は禁止もしくは信用取引口座の解除をする場合がございます。
- (2) お客様の取引実績、資産状況の変化、経年による加齢、その他やむをえない事由が生じた場合、当社の判断でお客様の信用取引のご利用に制限又は禁止もしくは信用取引口座の解除をする場合がございます。
- (3) お客様が当社所定の手続きにて、当社へ信用取引口座の解除を申出た場合信用取引口座を解除いたします。

### 35. その他の規制

(省略)

### 36. その他

(省略)

### 35. 配当金の受払

(省略)

### 36. 信用取引利用の禁止・口座解除

- (1) お客様が、関係法令諸規則、当社規定、美らネット 24 信用取引取扱規定、『信用取引口座設定約諾書』、『信用取引契約締結前書面』に定める事項に反した場合、その他やむをえない事由が生じた場合。
- (2) お客様が当社所定の手続きにて、当社へ信用取引口座の解除を申出た場合信用取引口座を解除いたします。

### 37. その他の規制

(省略)

### 38. その他

(省略)

付則

この改正は、平成 23 年 11 月 21 日から 施行する。